

歴史からたどる漁業制度の変遷 その12

—2つの調査会設置法—

主任研究員 田口さつき

1 漁業法見直しの動き

検討開始から3年余りかけ、第4次法案にてようやく漁業法は1949年に成立し、50年から本格的に実施された。しかし、52年に対日講和条約が発効すると、政界から「米軍占領時代の行きすぎた諸法規、制度の改正」の一環として漁業法見直しを主張する者が出てきた。

そのような思想とは別に、当時、第二、三次産業が発展し、勤労者世帯と農漁家の所得水準のかい離が問題視されるようになった。また、漁業の構造にも変化がみられてきた。当時、漁船の動力化が進み、沿岸漁業は沖合漁業と漁場をめぐる抗争が激化し、また、沖合遠洋漁業では漁船の大型化競争や過剰投資が懸念されていた。一方、浅海増養殖業や魚類養殖業が沿岸漁業の構造を改善するものとして期待されていた。

このようなか、58年に漁業制度調査会(以下「漁制調」)が、59年には農林漁業基本問題調査会(以下「農基調」)が設置された。両調査

会の答申はそれぞれ、その後の漁業政策のよりどころとなっていました。これらの議論を見るうえで、調査会の位置づけ、委員の選任など、答申の内容とも大きくかかわるため、両調査会の根拠法を詳細にみたい。

2 両調査会設置法の詳細

まず根拠法は、漁制調が漁業制度調査会設置法(以下「漁制調設置法」)、農基調が農林漁業基本問題調査会設置法(以下「農基調設置法」)である。

次に、漁制調は水産庁に、農基調は総理府に、それぞれ付属機関として設置された(第1表)。職務(所掌事務)は、漁制調が「農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に関する制度及び漁業者の協同組織の改善に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を関係行政庁に建議する」ことであった。一方、農基調は「内閣総理大臣の諮問に応じ、

第1表 1960年代の漁業に関する調査会の根拠法の比較(一部抜粋)

| | 漁業制度調査会設置法 1958年5月10日公布 | 農林漁業基本問題調査会設置法 1959年4月20日公布 |
|----------|--|--|
| 設置 | 第一条 漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、附属機関として、漁業制度調査会(以下「調査会」)を置く。 | 第一条 総理府に、附属機関として、農林漁業基本問題調査会(以下「調査会」)を置く。 |
| 所掌事務 | 第二条 調査会は、農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に関する制度及び漁業者の協同組織の改善に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を関係行政庁に建議する。 | 第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議する。 2 調査会は、前項の諮問に関連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。 |
| 組織・委員の資質 | 第三条 調査会は、委員二十五人以内で組織する。 2 委員は、前条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。 3 委員は、非常勤とする。 | 第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。 |
| 委員の任期など | 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 | 附則3 この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。 |

資料 筆者作成

農林漁業に関する基本問題を調査審議」することであり、第一次産業全てを対象とし、内容も広範囲だった。

委員数は、漁制調は委員25人以内、農基調は30人以内だった。委員に任命されるのは学識経験のある者であった。なお、農基調設置法の附帯決議のなかに、同調査会の委員の選任については、「広く学識経験者の衆知を集約しうるよう慎重に配慮し、いやしくも特定の政治的立場に偏するが如き構成を厳に排すること」と明記された。

両調査会とも委員は非常勤で、委員の任期^(注1)は漁制調が2年であるが、農基調は法律に示されていない。しかし、農基調設置法の附則3に「この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。」とあり、同法の有効期限がそもそもあった。

3 両調査会と現在の合議制の機関

漁制調の委員には漁業を専門にする大学教授、会社社長、金融機関総裁、漁協系統の人々が名を連ねた。一方、農基調は知事、経済団体の首脳、新聞論説委員など、より幅広い層の学識経験者で構成された。

ただ、農基調は漁制調の議論を踏まえていた。それは、漁業が議題となった農基調の第7回総会(60年2月)で、事務局から「漁業制度調査会の経過概要」と「日本の水産業の推移と水産業政策の問題」が提出されたためである。また、同総会で、漁業部会を設置することとなったが、同部会は委員12人、専門調査員5人から成り、委員のうち6人は漁制調

の委員も兼任していた。

なお、今日議論になっている「水産政策の改革」の議論では、「『規制改革推進会議』と、それに先んじて設置(平成25年5月閣議決定)された『農林水産業・地域の活力創造本部』での議論を受けて作成されたことは紛れもない事実」^(注2) (馬場(2018))とされる。

その規制改革推進会議は、内閣府設置法第37条第2項に基づいた「学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関」である。具体的な役割などは、2つの政令に規定されている。例えば、事務は内閣府本府組織令第32条により、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べることとなっている。一方、委員の構成など具体的なことは規制改革推進会議令に示されているが、同政令には委員の任期や同会議の有効期限などの定めはなく、委員の固定化が懸念される。また委員の人選は、「『規制改革推進会議』は改革派が名を連ねた」(磯山(2016))。規制改革推進会議は経済全般への影響力が高い機関である。かつて、臨時行政調査会という行政制度および行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する調査会が設置された。その根拠法である臨時行政調査会設置法では、委員の任命について両議院の同意が求められていたが、規制改革推進会議にはそれもない。

＜参考文献＞

- ・磯山友幸(2016)「“過激”な委員が集結した「規制改革推進会議」」日経ビジネス、2019年5月29日アクセス <https://business.nikkei.com/atcl/report/15/238117/110200034/?P=2>
- ・馬場治(2018)「『水産政策の改革』の問題点」『月刊 漁業と漁協』No.644、第55巻第10号

(たぐち さつき)